



今月のニュース

- 県議会議員一般選挙
告示日 4月3日(金)
投票日 4月12日(日)
- 市議会議員一般選挙
告示日 4月19日(日)
投票日 4月26日(日)

県議会議員選挙・市議会議員選挙

●問い合わせ 選挙管理委員会(☎574-6664)

投票できるかた

①埼玉県議会議員一般選挙
平成7年4月13日以前に生まれ
たかたて、平成27年1月2日以前
に転入の届け出をし、引き続き深
谷市の住民基本台帳に記録されて
いるかた

②深谷市議会議員一般選挙
平成7年4月27日以前に生まれ
たかたて、平成27年1月18日以前
に転入の届け出をし、引き続き深
谷市の住民基本台帳に記録されて
いるかた

投票口の投票

とき 午前7時～午後8時
ところ 市内31投票所のうち指定
された投票所

投票所入場券

入場券は、はがき(一枚に4人
分)で郵送します。
投票にお越しの際は、投票所を

確認の上、入場券を切り離して各
自お持ちください。入場券を紛失
したときは、投票所で再交付しま
すので係員に申し出てください。
◇期日前投票
期日前投票は、投票口前でも、
投票口と同じく投票を行うことが
できる制度です。期日前の投票所
などは、左表の通りです。

| 期日前投票所 | 期間 | 時間 |
|---|---|------------------|
| ①市役所本庁舎3階大会議室内 ②岡部総合支所1階会議室内 ③川本総合支所1階市民相談室内 ④花園公民館2階大会議室内 | ●埼玉県議会議員 一般選挙 4月6日(月)～11日(土) (①市役所本庁舎 のみ4月4日(土)～) | 午前8時30分～ 午後8時 |
| ⑤キララ上柴 L・フォルテ 多目的ホール内 | ●深谷市議会議員 一般選挙 4月20日(月)～25日(土) | 午前9時～午後8時 |

期日前投票のできる主な理由
①投票日に仕事や冠婚葬祭の予定
がある場合
②外出や旅行などで投票日に投票
区内にない予定の場合
③病やけが、妊娠などの理由で
投票日に投票所へ行けないことが
想定される場合

不在者投票ができるかた
およびその方法
①長期出張などの理由で他の市区
町村に滞在するかたは、滞在地先
の市区町村の選挙管理委員会に不
在者投票ができます。手続きなど
は、事前にお問い合わせください。
②県の選挙管理委員会から指定さ
れた病院・施設に入院・入所され
ているかたは、その病院・施設で
不在者投票ができます。手続きな
どは、病院・施設に確認し、事前
にお問い合わせください。
③身体に重度の障害があり、一定
の要件を満たすかたは、自宅など
で投票用紙に候補者名を記載し、
郵送で不在者投票ができます。
この方法では、先に『郵便等投
票証明書』の交付を受ける必要が
ありますので、事前にお問い合わせい

不在者投票ができない理由
①長期出張などの理由で他の市区
町村に滞在するかたは、滞在地先
の市区町村の選挙管理委員会に不
在者投票ができます。手続きなど
は、事前にお問い合わせください。
②県の選挙管理委員会から指定さ
れた病院・施設に入院・入所され
ているかたは、その病院・施設で
不在者投票ができます。手続きな
どは、病院・施設に確認し、事前
にお問い合わせください。
③身体に重度の障害があり、一定
の要件を満たすかたは、自宅など
で投票用紙に候補者名を記載し、
郵送で不在者投票ができます。
この方法では、先に『郵便等投
票証明書』の交付を受ける必要が
ありますので、事前にお問い合わせい

開票
ところ 深谷ビッグタートル
埼玉県議会議員一般選挙
とき 4月12日(日)午後9時～
深谷市議会議員一般選挙
とき 4月26日(日)午後9時～



深谷市成年後見サポートセンターを開設しました

●問い合わせ 成年後見サポートセンター(社会福祉協議会内・☎573-6561)

『成年後見サポートセンタ
ー』は住み慣れたまちで、安
心して暮らし続けられるよう『成
年後見制度』に関するお手伝
いをします。

『成年後見制度』とは、認
知症・知的障害・精神障害な
どによって判断能力が十分で
ないかたが、契約をしたり財
産管理をしたりすることが困
難な場合に、本人に不利益が
生じないよう支援する制度で
す。

福祉サービスの利用や入
所・入院の契約、または不動
産や預貯金などの財産管理を
本人に代わって行ったり、補
助したりすることにより、本
人の権利と暮らしを守ります。
『成年後見サポートセンタ
ー』では、次のような事業を
実施します。

相談 電話や窓口で、成年後
見制度に関する相談を受け付
けます。成年後見制度を利用
するための手続きや、申し立
てに関するアドバイス、後見
活動の相談などに応じます。
(相談時間) 月～金曜日午前
8時30分～午後5時15分

普及・啓発 講演会などの開
催や情報発信を行います。
市民後見人養成 市民後見人
養成研修の開催や活動支援を
行います。
※詳しくはお問い合わせくだ
さい。

成年後見制度講演会

核家族化や高齢化の急
激な進展に伴い、成年後
見制度の果たすべき役割
は重要なものとなってい
ます。その現状と課題を
知り、制度の理解を深め
る講演です。

とき 3月14日(土)午後2
時～(開場11時午後1時30
分)
ところ 花園文化会館ア
トリニ集会室

内容 講演会『成年後見
制度の現状と課題』
定員 先着200人
講師 畠中正夫氏(社会
福祉士)



国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5012) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-5496)
川本市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

任意加入制度

老齢基礎年金は20～60歳に
なるまでの40年間保険料を納
めなければ、満額の年金を受
け取ることはできません。国
民年金の納め忘れなどにより
保険料の納付済み期間が40年
間に満たない場合は、60～65
歳になるまでの間、国民年金
に任意加入して満額の年金に
近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受給
するためには、保険料の納付
済み期間や保険料免除期間な
どが原則として25年以上必要
となりますが、この要件を満
たしていない場合は、70歳に
なるまで任意加入することが
できます(昭和40年4月1日
以前に生まれたかたに限る)。

また、海外に在住する日本
国籍のかたも国民年金に任意
加入することができます。

保険料 月額1万5250円
(平成26年度)
申請時に必要な物 年金手
帳・印鑑・預貯金通帳・通帳
届出印
※65～70歳になるまで加入す

日本に住んでいる外国人のかたも国民年金に加入します

外国籍のかたであっても、
20歳以上60歳未満で日本国内
に住所があるときには、国民
年金に加入しなければなりま
せん(厚生年金や共済年金に
加入しているかたを除く)。
加入手続きは住民登録のある
市区町村の国民年金担当窓口
で行います。

なお、外国人のかたが、国
民年金保険料を6か月以上納
めて、年金給付を受けずに帰
国した場合には、出国後2年
以内に請求手続きをすると、
保険料を納めた期間に応じて
脱退一時金を受けることがで
きます。
詳しくは、熊谷年金事務所
へお問い合わせください。